

# 全公連に加盟する公共嘱託登記 土地家屋調査士協会 所在一覧

	協会名	協会事務所所在地	電話番号	設立年月日	社員数
関東ブロック	■神奈川県	〒220-0003 横浜市西区楠町18	(045)316-0455	昭和61. 1.29	170
	■埼玉県	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂二丁目3番4号201	(048)824-6038	昭和61. 1.7	223
	■千葉県	〒260-0024 千葉市中央区中央港一丁目23番25号	(043)204-2525	昭和61. 1.28	232
	■茨城県	〒319-0312 水戸市大足町1078番地の1	(029)259-7402	昭和61. 2.18	88
	■栃木県	〒320-0071 宇都宮市野沢町3-3大塚商事ビル 1F	(028)678-9990	昭和61. 1.23	77
	■群馬県	〒379-2141 前橋市鶴光路町19番地2 群馬土地家屋調査士会館内	(027)289-9822	昭和61. 2.10	144
	■静岡県	〒422-8006 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号 静岡県土地家屋調査士会館 2階	(054)203-6833	昭和61. 1.13	338
	■山梨県	〒400-0043 甲府市国母八丁目13番30号	(055)228-1515	昭和61. 1.14	121
	■長野県	〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2 長野県土地家屋調査士会館 4階	(026)232-3301	昭和61. 1.4	201
■新潟県	〒950-0084 新潟市中央区明石二丁目2番20号 明石ビル101号	(025)378-5601	昭和60.12.16	119	
近畿ブロック	■大阪府	〒540-0036 大阪市中央区船越町一丁目3番6号 フレックス大手前	(06)6942-9251	昭和61. 1.28	175
	■京都府	〒604-0984 京都市中京区竹屋町通竈小路東入魚屋町439番地 京都土地家屋調査士会館 3階	(075)222-2155	昭和61. 1.29	158
	■兵庫県	〒650-0011 神戸市中央区下山手通五丁目7番6号	(078)371-4630	昭和60. 11.5	222
	■奈良県	〒630-8357 奈良市杉ヶ町47番地3	(0742)25-0122	昭和61. 1.11	99
	■滋賀県	〒520-0051 大津市梅林二丁目1番28号 アクティ大津 3F	(077)525-8869	昭和61. 1.29	143
■和歌山県	〒640-8144 和歌山市四番丁7番地	(073)425-2907	昭和61. 1.17	119	
中部ブロック	■愛知県	〒460-0007 名古屋市中区新栄二丁目2番1号 イノフィス 6階	(052)212-7536	昭和61. 1.23	399
	■三重県	〒514-0035 津市西丸之内21番19号 丸の内ジャスティス 2階	(059)226-0863	昭和61. 1.6	164
	■岐阜県	〒500-8115 岐阜市田端町1番地の12	(058)248-1895	昭和61. 2.13	219
	■福井県	〒918-8112 福井市下馬二丁目314番地	(0776)33-2731	昭和61. 1.14	25
	■石川県	〒921-8013 金沢市新神田三丁目9番28号	(076)291-0408	昭和61. 2.12	122
■富山県	〒930-0092 富山市安田町3番3号	(076)433-9922	昭和61. 2.12	107	
中国ブロック	■広島県	〒732-0057 広島市東区二葉の里一丁目2番44-301号	(082)568-2424	昭和60.12.20	150
	■山口県	〒753-0042 山口市惣太夫町2番2号 山口県土地家屋調査士会館 2階	(083)923-5115	昭和61. 1.14	101
	■岡山県	〒700-0807 岡山市北区南方二丁目1番6号 岡山県土地家屋調査士会館 1階	(086)223-8967	昭和60.12.21	158
	■鳥取県	〒680-0022 鳥取市西町一丁目314番地1	(0857)24-9977	昭和60.12.19	52
	■島根県	〒690-0843 松江市末次本町91番地2	(0852)27-8570	昭和61. 2.12	64
九州ブロック	■福岡県	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴三丁目3番13号	(092)715-2065	昭和60.12.20	290
	■佐賀県	〒840-0041 佐賀市城内二丁目11番10-1号	(0952)23-4131	昭和61. 1.30	44
	■長崎県	〒850-0033 長崎市万才町6番34号 第5森谷ビル303号室	(095)824-0398	昭和61. 1.21	81
	■大分県	〒870-0045 大分市城崎町二丁目3番10号 司調会館 1階	(097)534-6336	昭和60.12.27	84
	■熊本県	〒862-0970 熊本市中央区渡鹿三丁目14番21号 熊本県調査士会館 3階	(096)372-5366	昭和61. 1.23	180
	■鹿児島県	〒890-0055 鹿児島市上荒田町10番24号	(099)256-0336	昭和61. 1.28	185
	■宮崎県	〒880-0803 宮崎市旭二丁目2番2号 土地家屋調査士会館2階	(0985)22-8885	昭和61. 2.10	124
■沖縄県	〒900-0021 那覇市泉崎二丁目1番地4 大建ハーバービューマンション301	(098)854-1532	昭和61. 1.31	92	
東北ブロック	■宮城県	〒980-0802 仙台市青葉区二丁目18番3号	(022)263-0388	昭和61. 1.17	153
	■福島県	〒960-8107 福島市浜田町4番16号	(024)525-1055	昭和60.12.12	139
	■山形県	〒990-0041 山形市緑町一丁目4番35号	(023)625-4976	昭和61. 1.31	69
	■岩手県	〒020-0816 盛岡市中野一丁目20番33号	(019)625-3200	昭和61. 1.13	115
	■秋田県	〒010-0951 秋田市山王六丁目1番13号 山王プレビル 4階	(018)867-2188	昭和60.12.19	86
■青森県	〒030-0821 青森市勝田一丁目1番15号 青森県土地家屋調査士会館内	(017)777-3060	昭和61. 1.13	51	
北海道ブロック	■札幌	〒064-0804 札幌市中央区南4条西六丁目8番地 晴ればれビル 8階	(011)232-5040	昭和60.12.12	96
	■函館	〒040-0033 函館市千歳町21番13号 桐朋会館 3階	(0138)26-5883	昭和60.12.13	15
	■旭川	〒070-0032 旭川市2条通十七丁目465番地1	(0166)23-5066	昭和60.12.16	36
	■釧路	〒085-0833 釧路市宮本一丁目2番4号	(0154)44-7772	昭和60.12.23	36
四国ブロック	■香川県	〒760-0033 高松市丸の内9番29号	(087)823-8882	昭和60.12.28	123
	■徳島県	〒770-0823 徳島市出来島本町二丁目42番地5	(088)623-7275	昭和60. 12.7	88
	■高知県	〒780-0928 高知市越前町二丁目7番11号	(088)823-8988	昭和60. 12.5	90
	■愛媛県	〒790-0062 松山市南江戸一丁目4番14号	(089)935-8933	昭和61. 1.24	181

■公益社団法人 ■一般社団法人

(令和6年1月1日現在)

## 財産管理の基本は

# 登記

## することです

令和2年4月1日に施行された改正土地基本法第6条に土地所有者の責務が明記されました。

さらに

土地基本法第13条には、国及び地方公共団体は土地の境界の明確化その他必要な措置を講ずることも規定されました。

\*登記することで民法第177条により第三者対抗要件が具備されます。

それらの責務を  
果たすためには

1

国から譲与を受けた  
法定外公共物の  
表題登記を行いましょ。

2

過去に用地取得して  
登記処理をしていない  
過年度未登記の  
解消を行いましょ。

それぞれの事例については中面をご覧ください▶▶▶

未登記の状態だと、災害復旧やインフラ整備等の  
公共事業の円滑な実施の足かせとなってしまいます。

登記することにより、急を要する災害復旧事業も円滑に進みます。  
放置したままでは大切な公共財産が時効取得されることもあります。

私達、公共嘱託登記土地家屋調査士協会がお手伝いいたします。

公嘱協会の社員は、全員が土地家屋調査士であり、専門的な知識と高度な能力を有し、地域の慣習や境界(筆界)の状況に精通し、不動産の表示に関する登記業務を行っています。



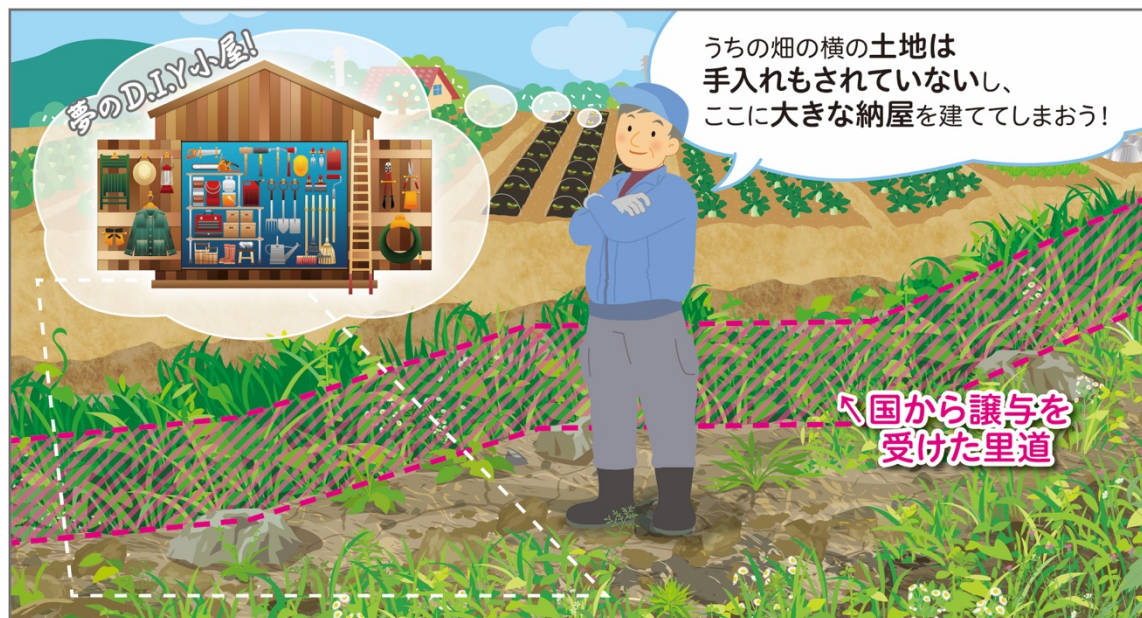
公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒950-0084 新潟県新潟市中央区明石2丁目2番20号

電話番号：025-378-5601 FAX番号：025-378-5602 メールアドレス：[n-kyokai@kh.rim.or.jp](mailto:n-kyokai@kh.rim.or.jp)

# ① 国から譲与を受けた法定外公共物の表題登記を行きましょう。

# ② 過去に用地取得して登記処理をしていない過年度未登記の解消を行きましょう。



**過年度未登記処理を解消しませんか?**  
未登記のまま放置すると、災害復旧やインフラ整備など公共事業の際に取得した土地と民有地との境界復元が困難になり、また民有地の所有者が変わってればトラブルの原因にもなります。できるだけ速やかに分筆し、所有権移転登記を行きましょう。



## 里道水路の表題登記

令和2年4月1日、土地についての基本理念に係る責務を明らかにするために土地基本法が改正施行されました。この改正により国及び地方公共団体は、土地に関する施策を総合的に策定する責務が課せられました。

そのためには、法定外公共物等についても境界確定を行い、土地表題登記を行うことにより、境界が明確になり災害時の復旧・復興や地域の活性化に繋がります。

